

令和7年度

第9回

榛東村農業委員会総会議事録

榛東村農業委員会

◎挨拶

(会長挨拶)

(午前10時00分)

---

◎議事録署名委員指名

議長 3、議事録署名委員の指名を行います。

議事録署名委員の指名は、榛東村農業委員会総会運営規則第10条により、議長が指名することとなっております。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」という声あり)

議長 それでは、5番、星野一郎君、6番、内海優司君の2名を本日の議事録署名委員に指名いたします。

なお、会議書記には事務局、富澤剛君を指名いたします。

---

◎議案第1号

議長 4、議題、議案第1号 農地法第3条の規定による許可申請についてを議題といたします。

議案第1号、番号1について、本日、申請が取下げとなりました。

---

◎議案第2号

議長 次に、議案第2号、農地法第5条第1項の規定による許可申請に対する意見についてを議題とします。

議案第2号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号、番号1について説明申し上げます。

議案書3ページ、現地確認調書は8ページからとなります。

議案第2号、番号1、図面番号1。農地の所在は大字長岡字富沢26番1。地目は登記簿が畑、現況が宅地。面積は284平米。権利は所有権移転、贈与。譲渡人は高崎市の方。譲受人は長岡の方。転用目的は宅地拡張。施設等はありません。転用理由、譲受人は現在申請地の北側に居住しており、これまで申請地を通路及び家庭菜園として使用していたが、当該地を譲り受けることとなり、手続を進めていく中で、農地転用許可を取らずに使用していることが分かったため、是正すべく申請するものでございます。譲渡人は譲受人の申出を受け、申請地を譲り渡したいとのことです。備考ですが、農振除外済み。農地区分は1種農地。追認案件でございます。

以上で、議案第2号、番号1の説明を終わります。

議長 議案第2号、番号1について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員5番、星野一郎君。

星野委員 地元委員としての説明をさせていただきますが、私もこれ、何で出てくるのという感じをしていたんです。現状の中では全て宅地という形になっておりました。

したがいまして、今調べたところ、ここは畑、本当は宅地並み課税だと思ったんですけども、今まだ畑という形になっているということでございます。これは村の税務課の怠慢という感覚の中で見させていただいておりますが、現状がもう既に宅地として利用されておりますので、追認案件という形で皆さんのご了解をいただければと思っております。

以上です。

議長 ただいま、地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

推進委員5番、立見清彦君。

立見委員 この案件につきましては、農地相談に来て、こういうんだという話で伺って、じゃあ正式に転用したほうがいいんじゃないか、ということで進めた案件でございますので、私としては許可してもらいたいと思っております。

以上です。

議長 ほかにございませんか。

12番農業委員、小山伸一君。

小山委員 12番農業委員の小山です。

1点、ちょっと確認をさせていただきたいんですけども、今回の転用の理由で是正等の形で整理をしたいということで理由で書いてあるんですけども、一応隣接している宅地のほうが、今、2名の方の連名で登記されているような形になっているのが、今回、譲受人が4名に増員になっているということになると、是正するにもややこしくなってしまうのではないかなと思うんですけども、いろいろ理由はあるかと思うんですけども、その辺ある程度理由があるのであれば、ちょっとお聞かせ願えればと思います。

よろしく申し上げます。

議長 暫時休憩。

(休憩 午前10時07分)

(再開 午前10時14分)

議長 会議に戻ります。

ほかに何かご意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号1について原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号、番号1は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第2号、番号1は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第2号、番号2について、本日の申請が取下げとなりました。

次に、議案第2号、番号3について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号、番号3について説明申し上げます。

議案書4ページ、現地確認調書は14ページからとなります。

議案第2号、番号3、図面番号3。農地の所在は大字広馬場字八ノ海道1300番2。地目は登記簿が田、現況が宅地。面積は33平米。権利は所有権移転、贈与。譲渡人は高崎市の方、譲受人は広馬場の方。転用目的は宅地拡張。施設等はありません。転用理由、譲受人は申請地を1980年頃から宅地として転用許可を取らずに使用していたことから、是正したく申請するものでございます。譲渡人は譲受人の申出を受け申請地を譲り渡したいとのことです。

備考ですが、用途地域と、農地区分3種農地。追認案件でございます。

以上で、議案第2号、番号3の説明を終わります。

議長 議案第2号、番号3について事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員7番、一倉伸一君。

一倉委員 農業委員7番、一倉です。

ただいま、事務局長より説明のありました議案第2号の3の申請につきまして、地元農業委員より補足説明させていただきます。

現地確認調書においては14から16ページになります。

場所的には、広馬場字八ノ海道の信号西にある会社の北側、裏側ですか、前回と同じ場所になります。

申請地を1980年頃から45年間ぐらい宅地として転用許可を取らずに使用していたも

ので、今回の贈与に当たり分かったものです。このことから是正したく申請するものです。

私としましても問題ありませんので、許可相当と思われます。ご審議のほどよろしくお願いします。

議長 ただいま、地元の委員から許可相当との説明がありました。

ほかにご意見はございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号3について原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号、番号3は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第2号、番号3は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

次に、議案第2号、番号4について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第2号、番号4について説明申し上げます。

議案書4ページ、現地確認調書は17ページからとなります。

議案第2号、番号4、図面番号4。

農地の所在は大字広馬場字八幡下2485番4。地目は登記簿が畑、現況が宅地。面積は26平米。権利は所有権移転、売買。譲渡人は茨城県筑波市の方。譲受人は高崎市の方。転用目的は宅地拡張。施設等はありません。転用理由、譲受人は高崎市で不動産業を営んでおり、隣地の土地と建物を中古販売用住宅として取得する予定ですが、各種調査を進めていく中で、申請地が農地転用許可を取らず宅地として利用されていることが分かったため、許可申請を行うものです。譲渡人は、譲受人の申出を受け申請地を譲り渡したいとのこと。

備考ですが、農振除外済み。農地区分は1種農地。追認案件でございます。

以上で、議案第2号、番号4の説明を終わります。

議長 議案第2号、番号4について、事務局長の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員7番、一倉伸一君。

一倉委員 農業委員7番の一倉です。

ただいま事務局長より説明のありました議案第2号の4につきまして、地元農業委

員より補足説明させていただきます。

現地確認調書においては17から19ページになります。

場所的には自衛隊の正門を西に400メートルぐらい行ったところになります。申請地を農地転用許可を取らずに宅地として利用していたことから、許可申請を行うものです。現在、家には誰も住んでおらず、売買するに当たって分かったものです。

私としましては問題ありませんので、許可相当等もありますので、ご審議のほどよろしく申し上げます。

議長 ただいま、地元の委員から許可相当との説明がありましたが、ほかに意見はありませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第2号、番号4について原案のとおり決定することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第2号、番号4は原案のとおり許可相当といたします。

以上、議案第2号、番号4は許可相当として、県知事に意見書を送付します。

---

#### ◎議案第3号

議長 次に、議案第3号、非農地証明交付申請の承認についてを議題といたします。議案第3号、番号1について、事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第3号、番号1について説明申し上げます。

議案書5ページ、現地確認調書21ページをご覧ください。農地の所在は大字広馬場字八幡下2510番3外6筆。地目は登記簿が畑、現況は宅地。合計面積879平米。権利種別、非農地証明。所有者は広馬場の方。非農地の事由、申請地は大正6年月日不詳から非農地、宅地として利用されているため、非農地として証明を願い出るもの。

備考ですが、証明内要件はその土地が何らかの原因で非農地となり20年以上経過したものであって、再び農地として利用される可能性がなく、農地以外となった実情及び実態が真にやむを得ないと農業委員会が認めたものとなっております。

また、農振除外済みでございます。

以上で、議案第3号、番号1の説明を終わります。

議長 事務局長より議案第3号、番号1の説明が終わりました。

何かご意見はございませんか。

農業委員 7 番、一倉伸一君。

一倉委員 7 番農業委員の一倉です。

ただいま、事務局長より説明のありました議案第 3 号の 1 の申請につきまして、地元農業委員より補足説明させていただきます。

現地確認調書においては、20から22ページになります。

場所的には、自衛隊の正門の西に300メートルぐらい行ったところになります。

申請地を大正 6 年頃から宅地として利用していきたいということになります。

今回、所有者が後継者のために、地目とか境界線をはっきりしておきたいということから分かったものです。

申請地は再び農地として利用される可能性もなく、非農地になった理由についてもやむを得ないと思います。

私としましては問題ありませんので、証明相当と思われまますので、ご審議のほどよろしくをお願いします。

議長 長 ただいま、地元の委員から承認相当との説明がありました。

ほかにご意見ございませんか。

12番農業委員、小山伸一君。

小山委員 はい、12番農業委員の小山でございます。

ちょっと確認なんですけども、今回の申請が面積で、879平米の非農地証明というようなことでございます。

その申請地の東側に、同じ本人名義の宅地がやっぱり約900平米近くあると、また西側にも、本人名義の宅地があるということでトータルで2,000平米近くあるというようなことの中で、この場合、開発協議は要らないんでしょうか。

その辺をお聞かせ願えればと思います。

議長 長 事務局長。

事務局長 開発については1,000平米以上となっておりますが、一般住宅、こちらについては対象外となります。

なぜかという、例えば自宅の敷地が広くて、息子に対して新宅を建てるとか、そういうときに名義はお父さんの名義で貸与していると、そういうときに1,000平米以上の土地は榛東村にはたくさんございます。

そういうような感じで、今回についても、開発委員会にはかけておりません。

以上です。

議長 長 ほかにはご意見ございませんか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第3号、番号1について原案のとおり承認することに賛成の諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第3号、番号1は原案のとおり承認いたします。

---

◎議案第4号

議長 次に、議案第4号、非農地証明願（地籍調査に係る地目変更登記）についてを議題といたします。

事務局長の説明を求めます。

事務局長。

事務局長 それでは、議案第4号について説明申し上げます。

議案書6ページをご覧ください。

議案第4号 非農地証明願（地籍調査に係る地目変更登記）について、榛東村長から令和7年11月28日付で別添の非農地証明願（地籍調査に係る地目変更登記）の依頼があったのでその交付について決定を求めると。

令和7年12月10日提出、榛東村農業委員会会長。

非農地証明願の内容について説明申し上げます。

議案書7ページをご覧ください。

榛東村長、建設課より提出のあった非農地証明書の交付について、申請事由は、国土調査法に基づく地籍調査において、地籍調査作業規定準則第29条第1項による調査結果により地目の更正をするため、また、非農地証明書の交付につきましては現在実施している地籍調査結果に基づき、登記地目と現況地目を調べさせていただいた結果、現況とそぐわないということで、今回交付申請が提出されております。

議案書8ページをご覧ください。

今回、非農地証明書を申請している対象地区一覧表でございます。

筆数は新井地区で31筆となっております。

なお、別冊子でお配りした議案第4号非農地証明願地籍調査資料に対象地区一覧表並びに調査図を添付させていただいております。

以上で、議案第4号の説明を終わります。

議長 議務局長の説明が終わりました。

質疑ございませんか。

推進委員1番、岩田悦夫君。

岩田委員 資料の意味の確認なんですけど、5条とか4条の許可が既に出てて、現状が宅地、畑、登記簿が畑で現状が変わっているというのは、結局、4条、5条とかの許可申請がされたのに、登記がされてなかったという案件がほとんどという、そういう意味ですか、これは。

議長 事務局長。

事務局長 はい、そのとおりでございます。

議長 ほかにはありますか。

農業委員12番、小山伸一君。

小山委員 今回の中に村営住宅で、畑登記で宅地になっているがあるんですけども、村営住宅でそんなのがあり得るんですか。

11番、12番、そういう可能性があるんでしょうか。

議長 事務局長。

事務局長 可能性はございます。

こちらについては、当時登記をしなかったのかと思います。

いや行政でも、そういう人的ミスというか、登記をしないところがあります。

議長 ほかには意見ありますか。

(「なし」という声あり)

議長 なしとの声がありましたので、採決に移ります。

議案第4号について原案のとおり承認することに賛成諸君の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

議長 全員賛成。よって、議案第4号は原案のとおり承認いたします。

ここで、全ての議案が審議されましたので、暫時休憩いたします。

開始を10時45分からとします。

(休憩 午前10時30分)

(再開 午前10時45分)

---

◎報告事項

---

◎その他

---

◎閉会

(午前11時20分)